

令和6年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人 中部福祉会
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和6年11月6日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

総評

- ・理事と法人との利益相反取引については、理事会で審議の上、承認を受けること。
- ・社会福祉法人会計基準に基づき、適切に計算書類を作成すること。

文書指摘事項	是正・改善状況報告															
<p>1 令和6年3月11日開催の理事会及び同年同月27日開催の評議員会においてデイサービスセンター（第二種社会福祉事業）の統合について承認され、定款変更事由が生じているにもかかわらず、当該定款変更に係る手続きが行われていなかった。</p> <p>ついては、速やかに定款変更の手続きを行うこと。</p> <p>（法第31条、第45条の36）（定款第1条、第10条、第13条） （施行規則第3条）</p>																
<p>2 貴法人と貴法人理事が経営する会社との間において、利益相反取引に当たる教育・指導業務に係る業務委託契約を以下のとおり締結していた。</p> <p style="text-align: right;">（単位：円）</p> <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th>当初 契約日</th> <th>当初 契約額</th> <th>変更 契約日</th> <th>変更後 契約額</th> <th>契約期間 (満期)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>H30. 7. 31</td> <td>180,000</td> <td>H30. 11. 6</td> <td>250,000</td> <td>3年間</td> </tr> <tr> <td>R3. 11. 15</td> <td>70,000</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td style="text-align: center;">—</td> <td>5年間</td> </tr> </tbody> </table> <p>令和3年度に実施した県の監査において、当該契約が利益相反取引であることを指摘し、これを受けて令和3年12月29日開催の理事会において、当該利益相反取引に係る承認を得たと報告を受けたところである。</p> <p>しかしながら、平成30年度に締結した業務委託契約は、既に令和4年度に業務委託期間が終了しているにもかかわらず、当該契約に基づく取引が行われていた。</p> <p>また、令和3年度に締結した利益相反取引について、当該理事が理事として負うべき職務上の義務と契約内容の重複を解消するための変</p>	当初 契約日	当初 契約額	変更 契約日	変更後 契約額	契約期間 (満期)	H30. 7. 31	180,000	H30. 11. 6	250,000	3年間	R3. 11. 15	70,000	—	—	5年間	
当初 契約日	当初 契約額	変更 契約日	変更後 契約額	契約期間 (満期)												
H30. 7. 31	180,000	H30. 11. 6	250,000	3年間												
R3. 11. 15	70,000	—	—	5年間												

	<p>更契約を行う予定との報告を受けたところであるが、当該変更に係る理事会での審議又は報告を行ったことが確認できなかった。</p> <p>ついては、理事会において根拠なき取引を行っている状況や適正な契約内容案を検証の上、当該会社と随意契約を行う必要性など、利益相反取引につき重要な事実を理事会に開示し、本件契約の必要性及び妥当性、契約額の適正性のほか、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても十分検討した上で、本件利益相反取引の適否の承認を受けること。</p> <p>特に、理事会での審議又は報告にあたっては、以下の点に留意すること。</p> <p>(1) 利益相反取引が継続的な取引であり、内容の変更その他理事会が承認するに当たっての重要な事実の変更を伴わない限り、毎年度承認を受ける必要性は乏しいことに鑑み、将来にわたって本件利益相反取引を行うことにつき理事会で承認を受けること。</p> <p>なお、この承認に係る議決に当たっては、本件利益相反取引に特別の利害関係を有する理事は議決に加わることがないようにするとともに、議事録の記載事項として、決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事の氏名を明記すること。</p> <p>(2) 本件利益相反取引に関する重要な事実の理事会への報告は、毎年度末の理事会で定期的に行うこと。</p> <p>(法第27条、第45条の14)(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)(経理規程第67条)</p>	
3	<p>法人が理事長及びその親族が所有する土地を借りるにあたり締結した賃貸借契約について、次の点につき不備等があった。</p> <p>(1) 当該賃貸借契約は、理事長との利益相反取引になるにもかかわらず、その契約締結にあたって理事会における所要の承認を受けていなかった。</p> <p>(2) 当該賃貸借契約額が他の所有者との契約額と比べて高額であることから、適正性、妥当性について疑義が生じた。</p> <p>ついては、理事会において、当該契約につき重要な事実を開示し、契約の必要性及び妥当性、契約額の適正性、これまでの支出の妥当性、特定の理事に対する特別の利益の供与に当たるか否かについても十分検討した上で、当該利益相反取引の適否の承認を受けること。</p>	

	<p>なお、理事会承認に当たっては、利害関係を有する理事は議決に参加できないことに留意すること。</p> <p>(法第27条、第155条)</p> <p>(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条)</p> <p>また、上記以外の継続的な土地の貸借契約についても、その契約期間中に必要に応じて価格の調査を行うなど、適正な契約の維持に努めること。</p> <p>加えて、有償契約であるにもかかわらず使用貸借(無償使用させること。正しくは賃貸借)と表記している契約があり、契約内容と齟齬が生じているものがあるので、適正な契約書の作成に努めること。</p> <p>(入札通知1(3)、(4))(経理規程第67条~70条)</p>																										
4	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、北栄拠点区分、湯梨浜拠点区分、倉吉拠点区分において決算額が予算額を超過している科目があった。</p> <p>(具体例) (単位：円)</p> <table border="1" data-bbox="312 1059 924 1476"> <thead> <tr> <th>拠点</th> <th>勘定科目</th> <th>予算</th> <th>決算</th> <th>差異</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>北栄拠点</td> <td>拠点区分間繰入金支出</td> <td>24,000,000</td> <td>30,095,459</td> <td>△6,095,459</td> </tr> <tr> <td>湯梨浜拠点</td> <td>拠点区分間繰入金収入</td> <td>11,000,000</td> <td>17,174,823</td> <td>△6,174,823</td> </tr> <tr> <td>湯梨浜拠点</td> <td>拠点区分間繰入金支出</td> <td>13,000,000</td> <td>31,807,486</td> <td>△18,807,486</td> </tr> <tr> <td>倉吉拠点</td> <td>拠点区分間繰入金収入</td> <td>14,000,000</td> <td>24,928,574</td> <td>△10,928,574</td> </tr> </tbody> </table> <p>については、予算変更の必要がある場合には、補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>また、補正予算を調製することを要しない軽微な乖離の範囲については、規程や予算等において定めておくことが望ましい。</p> <p>(留意事項2(2))(経理規程第20条)</p>	拠点	勘定科目	予算	決算	差異	北栄拠点	拠点区分間繰入金支出	24,000,000	30,095,459	△6,095,459	湯梨浜拠点	拠点区分間繰入金収入	11,000,000	17,174,823	△6,174,823	湯梨浜拠点	拠点区分間繰入金支出	13,000,000	31,807,486	△18,807,486	倉吉拠点	拠点区分間繰入金収入	14,000,000	24,928,574	△10,928,574	
拠点	勘定科目	予算	決算	差異																							
北栄拠点	拠点区分間繰入金支出	24,000,000	30,095,459	△6,095,459																							
湯梨浜拠点	拠点区分間繰入金収入	11,000,000	17,174,823	△6,174,823																							
湯梨浜拠点	拠点区分間繰入金支出	13,000,000	31,807,486	△18,807,486																							
倉吉拠点	拠点区分間繰入金収入	14,000,000	24,928,574	△10,928,574																							
5	<p>契約事務について、次の不備があった。</p> <p>(1) 随意契約において、エアコンの取替など相見積りを徴していないものがあった。</p> <p>については、価格により行うもの場合は、3社以上又は2社から見積りを徴し、適正価格による契約の確保に努めること。価格によらない場合にあつては、随意契約する</p>																										

	<p>理由を稟議書等で明らかにすることが望ましい。</p> <p>(記載例)</p> <p>〇〇のため、経理規程第67条第1項第〇号に該当することから随意契約することとしたい。</p> <p>(2) 契約書の作成が必要な金額の契約(あずま園:庭整備工事(コンクリート敷工事)3,960,000円)につき、契約書を作成していなかった。</p> <p>ついては、契約の適正な履行を確保するため、契約書を的確に作成すること。省略する場合は、その理由を稟議等で明らかにすることが望ましい。</p> <p>なお、当該指摘は、前回も同様の口頭指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(入札通知1(4))(経理規程第67条~第69条)</p>	
6	<p>各3拠点(北栄、湯梨浜、倉吉)の資金収支明細書及びサービス区分間繰入金明細書を確認したところ、繰入金元であるデイサービスセンター区分の当期資金収支差額合計に資金不足が生じているにもかかわらず、宿泊サービス区分へのサービス区分間繰入金支出が行われていた。施設報酬を主たる財源とする資金の繰入れについては、当該施設等の事業活動資金収支差額に資金残高が生じ、かつ、当期資金収支差額合計に資金不足が生じない範囲内において、他の社会福祉事業等又は公益事業へ資金を繰り入れることができるものである。</p> <p>ついては、当期資金収支差額合計の資金不足に相当する繰入金については、繰入金元に戻入を行うこと。</p> <p>当該指摘については、過去にも同様の指摘をしているので、改善できなかった要因を分析の上、必ず改善すること。</p> <p>(老発第188号第2の3(1)、第3の1)</p>	